

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<受電再点>>

<変更箇所のみ抜粋版(案)>

低圧FIT卒業電源に関する本機能は、2019年9月頃より利用可能となります。

本資料は、検討中のものであり、今後内容の追加・変更の可能性がります。

0	スイッチング支援シ	赤字変更	第39回スイッチング支援に関する実務者会議 資料2 別紙4
(1)	スイッチング支援システムにおける申込み対象		
(2)	発電バラシンググループの指定について		2
(3)	FIT電源への再点申込について	赤字	3
1	受電再点について		4~6
(1)	受電再点の定義		4
(2)	受電再点希望日の指定可能期間		5
(3)	「受電再点申込」に伴うスマートメーターへの取替に関するルール		5
(4)	「受電再点申込」の流れ		6
2	受電再点の受付方法について		7~21
(1)	受電地点の特定方法		7~8
(2)	「受電地点設備情報照会」画面での確認事項		9~10
(3)	受付時の留意事項		11~12
(4)	「受電再点申込」の入力画面の説明		13~16
(5)	「受電再点申込」の入力確認画面の説明		17~18
(6)	「受電再点申込」の入力完了画面の説明		19
(7)	「受電廃止申込」における施工希望時刻と接続受電開始年月日の整合性		20
3	スマートメーターへ取替が間に合わない場合の取扱いについて		20~26
(1)	スマートメーターへ取替が間に合わない場合のパターン および計器取替予定月日の表示		21
(2)	スマートメーター以外の計器により発電量調整供給を開始した場合の取扱い (フロファイリング)		22
(3)	受電再点日における計器取替タイミングとフロファイリング期間(30分値適用) パターン		23~26
(4)	計器取替情報の確認およびインバランス算定方法の変更		27
4	受電再点における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について		28~34
(1)	「受電再点申込」後の受付工程の確認		28~30
(2)	「受電再点申込」の訂正および取消し方法		31~34
5	託送供給等約款における発電者に関する規定の遵守について		35~36
(1)	託送供給等約款規定内容について		35
(2)	スイッチング支援システムでの申込時の確認		35
(3)	発電者に関する事項について		36

(1) スイッチング支援システムにおける申込対象電源について

スイッチング支援システムでの申込対象となるのは、国の固定価格買取制度^{注1}で対象となっている電源（以下、FIT電源^{注2}）およびFIT電源買取期間満了後の電源（以下、FIT卒業電源といいます。）のうち、供給電圧が低圧の電源です。

なお、対象電源は電力エリア毎に異なりますので、下記（注3）を参照してください。

（注1）国の固定価格買取制度とは

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき、電気事業者（小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者）に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、（1）政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約（特定契約）の申込、（2）再生可能エネルギー発電設備を電気事業者の送電線・配電線に接続する請求（接続請求）があった場合には、これらに応ずるよう義務付けるものです。

なお、本制度で売電するためには、法令で定める要件に適合しているか国において確認する「設備認定」を事前に必ず受ける必要がありますので、各種託送異動をご希望の際には、設備認定を受けたのちにお申込みください。

（注2）「FIT電源」とは、以下の電源を指します。

- ①太陽光
- ②風力
- ③水力
- ④地熱
- ⑤バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。）
- ⑥原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できると認められるものとして政令で定めるもの

（注3）電力エリア毎の対象電源

北海道・東北・東京・北陸・関西・四国・九州・沖縄：①～⑥

中部：①・②

中国：①

また、以下の電源についてはスイッチング支援システムでの申込対象外となりますので、各種申込方法を各エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。

- ・電力エリア毎に対象外として設定しているFIT電源およびFIT卒業電源
- ・FIT電源およびFIT卒業電源以外の電源
- ・現買取者が一般送配電事業者であるFIT電源
- ・FIT卒業電源であり、いずれの小売電気事業者とも買取契約を締結していない電源（以下、無償逆潮電源といいます。）
- ・高圧以上の電源

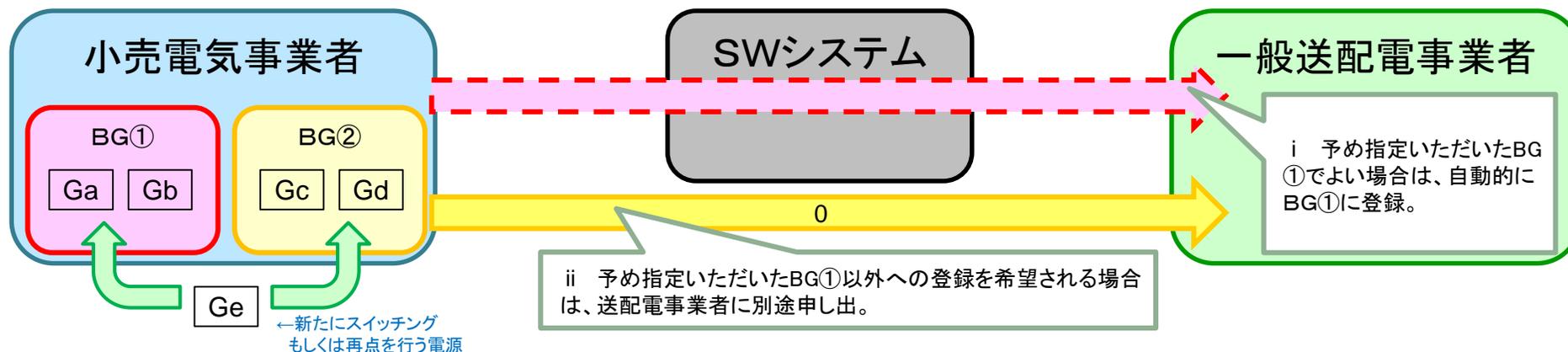
（2）発電バランシンググループの指定について

スイッチング支援システムを通じた各種異動申込と同時に、発電バランシンググループ（以下、「発電BG」といいます。）を指定すること（例えば、①の発電BGや②の発電BGの指定）は現時点ではできません。

従いまして、以下の方法により、発電BGを指定するようお願いします。

- ① 一般送配電事業者との発電量調整供給契約書を締結する時点で、予め発電BGを指定します。
- ② ①により予め指定した発電BGと異なるBGの指定を希望する場合は、一般送配電事業者にて、別途申し出をしていただき、一般送配電事業者にて登録を実施します。

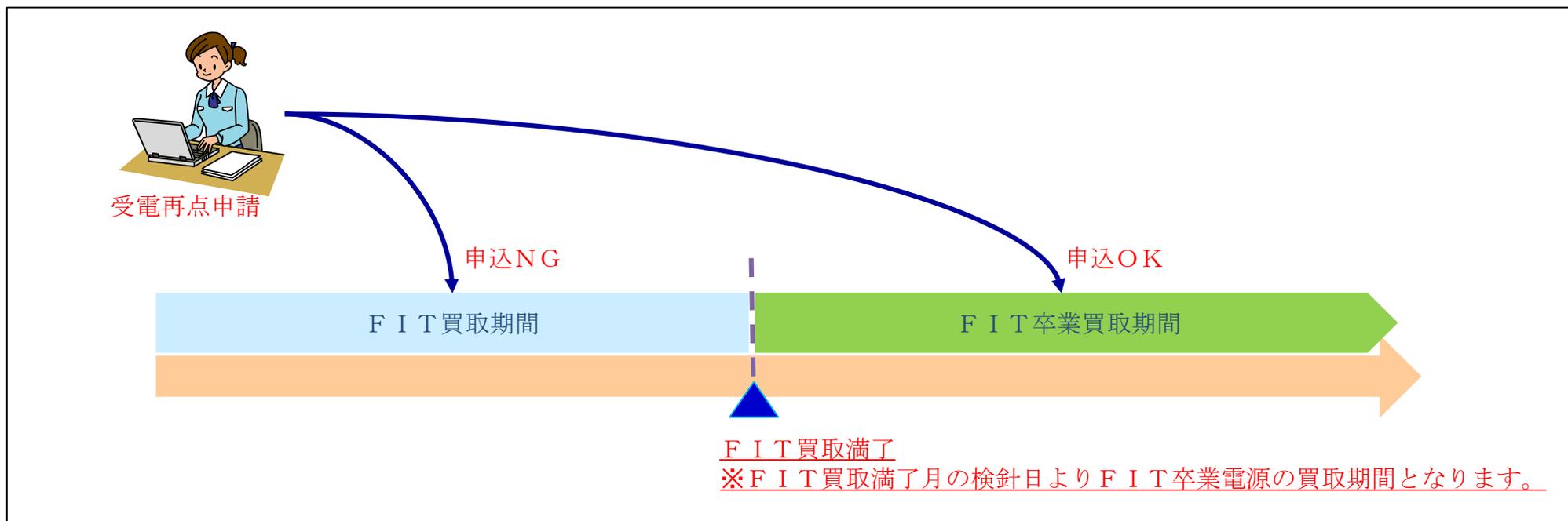
【イメージ：予め指定したBGがBG①の場合】



(3) F I T電源への再点申込について

スイッチング支援システムでの申込対象となるのはF I T電源の買取満了日の翌日以降を受電再点希望日とする申込を対象としますので、必ず発電者に買取満了日を確認の上、お申し込みください。

<参考：申込対象範囲イメージ>



※なお、東京エリアでは、「受電再点申込」を受けた後に人手による確認が必要な場合は、申込登録時の受付工程が「確認中」となります。買取期間のチェック後、受電再点日がF I T卒業買取期間外の場合、受付工程を「却下」とし、ご連絡事項にその旨を記載します。

受付時間外の「受電再点申込」

土日祝日や平日営業時間外に当日付の申込を行なった場合は、「受電再点申込」を行なったエリアの一般送配電事業者へご連絡ください。

発電設備情報の入手

発電設備情報はスイッチング支援システム上保持していないため、発電者からFIT設備認定書（写）等を受領のうえ、当該情報を把握（設備認定ID、購入開始年月、設備容量、買取満了日等）してください。

(3) 発電者に関する事項について

託送供給等約款上の発電者に関する主な事項については、以下のとおりです。

項 目	発電者の遵守事項	託送供給等約款規定箇所
供給設備の施設等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力 	供給準備その他必要な手続きのための協力
発電設備情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> F I T設備認定書（写）を受領する。 設備認定 I D, 購入開始年月, 設備容量, 買取満了日 等 	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備情報はスイッチング支援システム上保持していないため, 発電者から F I T設備認定書（写）等を受領のうえ, 当該情報を把握してください。
制限・中止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむを得ない場合, または需給上・保安上必要がある場合における発電者の電気の発電の制限・中止への協力 	給電指令の実施等
発電場所への立入りに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 供給設備または計量器等発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計・施工, 改修または検査に伴う, 土地, 建物への立入りへの協力 不正な電気の使用の防止等に必要, 発電者の電気機器の試験, 契約負荷設備, 契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査, または発電者の電気の使用用途の確認に伴う土地, 建物への立入りへの協力 計量値の確認, 受電の開始, 廃止, 停止, その他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立入りへの協力 	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施
電力品質維持に関する協力	<ul style="list-style-type: none"> 負荷の特性等（不平衡負荷, 電圧・周波数変動, 波形ひずみ, 高調波等）により他者の電気の使用を妨害, または妨害するおそれがある場合等における, 必要な調整装置または保護装置の発電場所への施設あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更または専用供給設備の施設への協力 	託送供給に伴う協力